



(平 19 規則 72・一部改正)

(還付の申請)

第 3 条 教育施設の使用料の還付を受けようとする者は、所定の教育施設の使用許可の取消申請書を、教育施設の使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。